

議案第 2 号

宇 建 指 第 2 2 7 号
令和 4 年 (2022 年) 10 月 17 日

山口県都市計画審議会会長 様

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

宇部都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 山口県宇部市大字船木 3344 番、583 番 4 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域 |

2 設置者 山口県宇部市大字船木 3344 番 株式会社宇部整環リサイクルセンター 代表取締役 徳山 大洸

3 用途 産業廃棄物処理施設

4 敷地面積 14,002.46 m²

5 建築面積 2,347.59 m²

6 延べ面積 2,347.59 m²

7 建物概要 鉄骨造平屋建て 3 棟

8 処理能力 破碎処理施設

廃プラスチック類 130.32 t/日

木くず類 136.48 t/日

焼却処理施設

汚泥 3,904 kg/時間

廃プラスチック類 2,528 kg/時間

その他産業廃棄物 6,902 kg/時間 (紙くず)

9 周囲の状況

当該敷地は、宇部市の市街地の北側にあり、JR 山陽本線 厚東駅から北西側に直線距離で約 5 キロメートル、国道 2 号新川交差点から北側に約 1 キロメートルの距離に位置し、株式会社宇部整環が所有する敷地内に設置されるものです。

10 諮問の理由

当該施設は、産業廃棄物の減容・減量化及び安定化・無害化のための焼却処理、焼却に適さない廃棄物を減容し、埋立処分する

ための破碎・圧縮処理を行います。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。